

令和6年10月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和6年10月21日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	3番 池田 雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村 光代	6番 渡邊 毅	7番 小池 毅	8番 手塚 幸子
		9番 神山 守	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	17名	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏	14番 北山 隆	16番 大島一比古
		17番 酒主 学	18番 福田 重勝	19番 星野由紀夫	20番 福田 正明
		21番 佐々木俊久	22番 大貫 宣秀	23番 西巻 光次	24番 福田 浩一
		25番 福田 隆夫	26番 大島 昭吾	27番 村上 隆	28番 富田 順子
		29番 青木 容子			
欠席推進委員	15番 伏木 俊夫				
傍聴人	なし				
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起	
	主査 鶴見英明				

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第22号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第23号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第8 議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

局長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

推進委員の伏木委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては18名中17名の出席でございます。

なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

小池毅 議長 ただ今から、令和6年10月 日光市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。

局	長	(議事日程を朗読)
議	長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。10番 佐藤修一委員、11番 吉原浩之委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
議	長	日程第3、報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
	佐藤副主幹	総会資料1ページをお開き下さい。 報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付いたしました5条申請案件については2件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和6年9月20日、許可日は同じく令和6年9月20日。指令番号：日農委指令第5-29号から5-30号で許可書を交付しております。以上です。
議	長	以上、報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」との声あり) ないようですので、次に移ります。
議	長	日程第4、報告第23号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
	永吉副主幹	総会資料2ページをお開き下さい。 報告第23号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。 総会資料は2ページから10ページとなります。 本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。申請番号の件数は21件。申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約。申請番号2番から11番が市農業公社扱いの利用権の解約。申請番号12番から21番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。なお、今回の解約案件の3番の一部について所有権を移転、4番から6番の全てについて利用権の設定が予定されております。以上ご報告いたします。
議	長	報告ではございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を

議題といたします。

今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。

はじめに神山部会長から全体説明をお願いします。

(神山委員挙手)

はい、神山部会長。

神山委員

今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当し、10月17日に2班体制にて行いました。第1班は佐藤副部会長、西巻委員、青木委員が担当し、小池会長が同行しました。第2班は私、神山、大嶋明委員、秋元委員が担当しました。

案件の内容は、3条申請が3件。5条申請が2件、非農地証明がゼロということで、合計5件の現地調査をいたしました。担当者は次のとおりです。11ページ3条の1番を秋元委員、2番を青木委員、3番を大嶋明委員。続きまして12ページの5条の1番と2番は共通案件なので、西巻委員が一括して説明いたします。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(秋元委員挙手)

はい、秋元委員。

秋元委員

総会資料11ページ、議案第64号の1番です。

本申請は、日光市土沢地内において、贈与を目的とした3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は、土沢インターチェンジから北東へ約350メートルに位置しております。

公図による説明。番号1番の〇〇〇番の地目は畑、現況は畑となっております。こちらは〇〇〇番の登記地目が原野、現況は水田になっております。続きまして、下の細長いところが〇〇〇番となります。その上のところの部分は、現況が田となっております。その上の〇〇〇番の地目は田、現況は田です。その次の〇〇〇は田になります。続きまして、こちらが〇〇〇番になります。こちらが〇〇〇番となります。地目は田、現況も田であります。

写真による説明。〇〇〇番の地目は原野、現況は田になっております。秋の収穫を終えた田となっております。次が〇〇〇番の畑となっており、栗、柿等の果樹が植えられて、草刈りもしてありまして、良く管理されている畑であります。こちらは〇〇〇番の田でありまして、現在野菜が植えてあり、草刈りがしてありちゃんと整備されております。画面右手側のところが〇〇〇番となりまして、同じく野菜などを栽培しておりまして、草刈り等の管理もされておる田であります。その隣左側のこちらが〇〇〇番の田となっております。ずっと手前に細長く伸びております。こちらが〇〇〇番の田であります。これも同じく、秋の収穫を終えた田となっております。川沿いに伸びている〇〇〇番の田となっております。同じく稲刈りが終わり収穫してある田となっております。その上のところが〇〇〇番の田であります。同じく秋の収穫を終えて今の状態の田となっております。

譲受人は新規就農により、営農計画書を提出されており、家族2人で水稻の作付を行う計画です。利用権はありません。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。

(神山委員挙手)

はい、神山部会長。

神 山 委 員 | こちらの案件なのですけれども、8筆あるのですけれども、同居親子間の所有権移転という贈与によるものです。写真等を見るとおりきちんと草刈り等をやっております、適切に管理を行っている模様であります。部会としては何ら問題なしと思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 | 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 | (「なし」の声あり)
 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。
 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 | 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
 (青木委員挙手)
 はい、青木委員。

青 木 委 員 | 私は総会資料11ページ、議案第64号の2番を担当しました。
 本申請は日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
 案内図による説明。申請地は日光市立落合西小学校から北西へ約1.4キロメートルのところに位置しております。
 公図による説明。申請地は2筆あります。いずれも登記簿地目は畑、現況は畑です。
 現地調査の写真による説明。こちらは三角の土地になりますが、〇〇〇番地の土地になります。梅の木が植えてあり、下草も刈り取られてきれいに管理されている状況になります。四角のほうの土地ですが、〇〇〇番地になります。ソバが作付けしてあります。この土地の周辺一帯は、譲受人の方が一面ソバを作付けしているような状況です。譲受人は農地経営を適切に管理しており、家族2人で水稲、ソバ等を作付けしております。譲り受ける農地はソバの作付けを行う計画でいます。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 | ありがとうございます。
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願ひます。
 (神山委員)
 はい、神山部会長。

神 山 委 員 | こちらの案件なのですけれども、2筆ありまして、所有権移転の売買とのことです。写真を見るとおりソバが作付けされていて、周りもほとんどソバを作付けしている模様です。これからも同様ソバを作付けした管理を担っていくということなので、部会としては何ら問題なしと思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 | 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決めます。

議 長 次に、番号3番について審議いたします。
本件について、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、29番青木容子委員の退席を求めます。
(青木容子委員退席 午後2時26分)

議 長 それでは、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(大嶋明委員挙手)

大嶋明委員 はい、大嶋委員。
私は総会資料の11ページ、議案第64号の3番を担当しました。
本申請は、日光市小林地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は県道152号線小林4区地内と、旧上河内町との境の清水沢の橋から東へ約500メートルに位置しています。申請地は2筆あり、いずれも登記簿地目は田、現況も田です。譲受人は新規就農により、営業計画書が提出されており、家族2人で水稻の作付けを行う計画です。利用権はありません。
〇〇〇番地については、水稻が作付けしてあり、刈り取りがすでに終わっています。〇〇〇番地については、飼料用トウモロコシを作付けしてあります。これも刈り取りが終わりまして、2筆とも適切に管理されています。以上で農地法第3条1項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。
(神山委員挙手)

神 山 委 員 はい、神山部会長。
こちらの案件なのですけれども、2件とも所有権移転の売買とのことですので、今年同様、水田と畑のところに飼料用トウモロコシを作付けする予定でいるとのことですので、部会としては、何ら問題がないと思われまので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(佐々木委員挙手)

佐々木委員 はい、佐々木委員。
確認なのですけれども、譲受人の青木さんは経営面積とかそういったものは記載されていませんが、要するに新規に農業を始めるといって捉えてよろしいですか。

議 長 (鶴見主査挙手)

鶴 見 主 査 はい、鶴見主査。
今、佐々木委員が言われたとおり、新規就農ということで営農計画のほうも、水稻と飼料用トウモロコシを作付けしたいということで計画書が提出され

議 長 ております。
 長 それでは、他にご質問はございますか。
 （ 「なし」の声あり ）
 ないようですので、質疑を終結し採決いたします。
 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 （ 挙手全員 ）
 議 長 挙手全員であります。
 議 長 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
 審議終了しましたので、青木容子委員の着席を許可いたします。
 （ 青木容子委員着席 午後2時30分 ）
 議 長 続いて、日程第6、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
 番号1番、2番は、関連しますので、一括して担当委員の報告を求めます。
 （ 西巻委員挙手 ）
 西巻委員 はい、西巻委員。
 私は総会資料12ページ、議案第65号の1と2番を担当しました。
 本申請は、日光市小代地内において、資材置場を目的として転用する案件です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。
 なお、5条の1番と2番は同一区域内にあるため、同時に報告を進めさせていただくことをご了承願います。
 案内図による説明。東武線下小代駅から北西へ約150メートル位置にしています。
 登記簿地目は田、現況は田です。周囲の状況は、東側は水路、西側は市道、南側は水路、北側は青地ということです。
 申請地の1番と2番の間にある青地の部分は払い下げしております。ここが市道です。
 土地利用図による説明。現地には代理人は行政書士が立ち会いました。申請地の資材置き場に利用する計画で、杭打ちがしてあります。給排水は利用しません。雨水は敷地内浸透処理です。
 申請は事業拡大のため、申請地を買い受け、資材置き場として使用する計画です。区域内の青地払い下げ面積を含めて、資材置き場として使用する計画です。申請目的である資材置き場として建設された構造物は、事業所の責任で対応するという事です。地盤の敷砂利については、敷砂利の厚さ等を調整し、資材置き場として使用できるようにするという事です。水路になっている部分は鉄板を敷くということでした。許可後は必ず申請通りに使用することを確認します。資材として置く太陽光パネルの高さについては、最大で1.5メートル程度を想定しています。配置については、隣接地に影響が生じないように配慮する旨伝え、市道との境界の近くにも積む計画になっており、道路の通行に影響が生じないように、対応するという事です。
 太陽光パネルのサイズは、2メートル×4のパネルを箱に入れた重さ約1トンであります。周囲にはフェンス等の設置はしないということです。今回の申請地の隣接地は今年の7月に太陽光発電設備の農地転用が済んでおります。この周りは畑です。ここが宅地で、大体平らになっていますが、この辺までは滑らかな高低差。こちらがゼロセンチ、ここまでくると一番高いところで約2メートル近い高さがあります。この区域との間には水路があり、道路があります。この辺は青地です。今回の買い上げはここからで、今月末には完了すると

ということでございます。発電設備は置かずに太陽光発電パネルだけ置くことから、この周りにフェンスは付かなくても安全性は保てますということです。こちらは畑なのですが、この田面と、この高さ約20から30センチくらい。また、この田面とこの水路と道路があるのですが、約10から20センチくらいの差があって、こちらは低いわけです。ここが課題で、水が溜まっているようで、土地そのものがいくらか軟弱というようなこととございます。安全面についてはどうなのかなと言ったら、ここには市のガードレールがある箇所があります。この辺はないのですが、なくても大丈夫だと、会社が責任をもって対応するという事です。ただ、造成しない敷砂利の部分については、それ相当の高さを持つということにはなるのですが、造成しないで砂利を敷くくらいで、こういった構造物を作って、その上に載せるということとありますけれども、後のことについては、会社が今後この申請地で起きたことについては、全責任を持つということとあります。

現地調査の写真による説明。これが市道で、車が駐車している所に出入口があります。こちらがいくらか高いので、大雨などで水が入る可能性は十分に考えられます。そのときに、パネルの積み具合や高さによってはどうするかわからないけれども、こちら側の土地は軟弱なので、作る側は相当な計画の上で入らないと、大変なことになると思います。

この辺がずっと高いです。この辺に宅地があつて、防犯上こちら側が心配だと思うのですが、一番心配なのはここなのです。ここは農地転用をとったところの5条申請であります。ここは畑になっています。この畑とこの土地の高さが20センチないし30センチ近い段差があります。大雨などでここから水が入る可能性が十分にあります。ここに用水路があるのですが、この水路だけでは大雨は飲みきれない。道路と水路の幅が1メートルから1.3メートルくらいずっといくと。それが飲みきれないです。飲みきれない分がこのところに来ます。そうすると、今の段階では入った田は自然排出しかないのです。排水がないから。そのようなことで、土地の現状を見た限りでは以上であります。

1番及び2番の農地転用については、農業上の利用に必要な生ずる恐れがないことから、周りに及ぼす影響がないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いいたします。

(神山委員挙手)

神山委員 はい、神山部会長。

こちらの案件1番と2番です。1番が3筆、2番が1筆です。

渡人は別々な方なのですが、受人が同じ会社による資材置き場への転用ということです。農地を売買し、農地以外に転用するということを目的とした内容で、ただ今の説明により部会では問題がないと判断し許可相当と思われまますので、ご審議のほどよろしく願いしたいと思ひます。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、鳥獣外対策部会以外の皆さん方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(吉原委員挙手)

吉原委員 はい、吉原委員。

2つお伺いしたいのですが、東京に本社がある譲受人の会社は、どんな業務を日光市の中でやっているのか聞きたいのと、説明で不明なのは、今回5条申請にあった土地は、周りよりは低いというふうな理解でよろしいのかど

うか。周りより高ければ当然砂利を敷いて、自然浸透するということと言っても、今、委員の説明があったように非常にぬかるんだり、軟弱だということで、水はけがよくないということなので、もし周りの土地より高ければ、例えば、手前のところは畑になっているので、畑に迷惑がかかるというふうに感じられるので、周りの土地よりは高いのか低いのかを、もう少しはっきり聞かせていただければと思います。

西 卷 委 員

軟弱と言ってもそれほど軟弱ではないのですが、立ったときに若干靴の底が半分くらい入る程度。こちらは全然そういうことではないのです。なぜかという、田の部分は高いのです。こちらは低いのです。そうすると、大雨とかになった場合に必ず今回の申請地の一部に入ります。この水路も排水の役目が立たないのです。この田よりも水路は高いです。実際にこちらはいいのですが、この辺については、こちらよりも田としてはいくらか軽い軟弱です。そういう土地です。

吉 原 委 員

もう1つは何でしたか。

どういう業務をやっているのか。何で資材置き場にするのか疑問だったので。

西 卷 委 員

その会社が隣接地での太陽光発電の転用許可を受けているため、隣接地以外の物も含めた資材を置きたいということです。

議 長

(神山委員挙手)

はい、神山部会長。

神 山 委 員

業務内容の件については、申し訳ないのですけれども、事務局でご説明いただければ助かります。

議 長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐 藤 副 主 幹

補足をさせていただきます。

今回申請がありました譲受人の会社は、不動産の管理が主な業務となっております。隣接で許可した際もそうでしたが、その会社で用地を取得しまして、関連会社でソーラーの事業を行うというものになります。

今回の申請につきましては、関連会社のほうでも今後北関東での事業を拡大していきたいということで、そのための拠点、資材を置く場所というものとして、地権者から申し出もあったということなのですけれども、今回土地を活用していきたいということで資材置き場の申請になった次第です。

一番心配されるのは、将来的に太陽光発電として利用されることではないかと思っておりますけれども、資材置き場の場合ですと、以前の事例でもそうなのですが、一度転用された場合には、すぐ他のものに転用されることがないように、3年間は半年ごとに事業の実施状況を報告させることになっております。その旨、説明した上で、資材置き場であるということで希望がありましたので、そのまま申請書は受理したという次第です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。今の返答でよろしいですか。

他に何かご質問ございますか。

(佐々木委員長挙手)

はい、佐々木委員。

佐 々 木 委 員

位置図を見ますと、小代の市道の近くなのです。写真を見ると、ガードパイプが設置されておりますけれども、今回該当する農地には同じようなガードパイプが全部設置されているのですか。

歩道がありまして、通学路の関係があるということと、防犯対策が周りのフェンスをしないということで、これらの防犯対策は全くされないということでもありますので、近隣の住民方々の防犯上の問題、そういった不安がないのかど

うか。

西 卷 委 員 出入り口ですね。

佐々木委員 出入り口だけが空いているだけですか。

西 卷 委 員 もう一つありますから、ここだけではないです。他にもあります。

佐々木委員 出入り口は空きっぱなしですか。

西 卷 委 員 その辺は開けっ放しにするか、あるいは扉みたいなものをつくるか、その辺の確認はされておられません。

佐々木委員 当然、地元のほうには全部説明は、会社としてはされているのでしょうか。

西 卷 委 員 これを作ることによって、周りの同意がいるということです。そういう話です。一応話はして了解を取っているというようなことです。

議 長 事務局で何か補足はありますか。
(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

議 長 今回の場所、ガードパイプについてですが、奥側の隣接の敷地との間に段差があるところには設置はされていません。手前のところにガードパイプがありますけれども、その下のところが申請地を取り込む水路になっているものだから、その水路との段差の部分には付いています。今回の申請地につきましては、元々農地だったということで、道路が拡幅し歩道を設置し際、乗り入れが元々設置されておりまして、今回はその乗り入れを使って出入りをするということです。

議 長 道路周辺の安全性につきまして、いくつかあるのですが、まず、道路近くまでそういったパネルを積むということ、地盤が軟弱ということですので、転倒などの恐れがないかということ、そういったことは十分注意するようという話はさせていただきました。

議 長 あと、防犯性ということに関しても、周囲にフェンス等を設置しないということもありますので、これは何回か確認をさせていただいたのですが、パネルそのものについては、あまり盗まれる可能性は高くないという見解でした。盗まれるのは一般的に電線が盗まれるということで、パネルは非常に大きなものになるので、窃盗される可能性は少ないというのが、事業者の見解です。ただ、その場合にも、道路からすぐ近いところでは、そういった問題はありますので、指導とまでは言えないのですが、お話をさせていただいております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。
他にご質問・ご意見等ありませんか。
(川村委員挙手)

川 村 委 員 はい、川村委員。

議 長 この会社は日光市には初めてでしょうか。
(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

議 長 日光市で、隣接で許可を出したのが初めてになります。ちょうど公用車の銀色の車が停まっているあたり、7月に許可を出しているのですけれども、そちらの案件が初めてになります。

議 長 7月に太陽光発電のための敷地ということで、許可を出しております。

川 村 委 員 この会社が作るという話ですか。
(佐藤副主幹挙手)

議 長 はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹 申請人・譲受人は同じ会社で、そのときも関連会社のほうで太陽光の事業を

議 長 行うという内容でした。

議 長 よろしいですか。
他にありませんか。
(大島一比古委員挙手)

大島一委員 はい、大島委員。

議 長 第3種用地なので、原則許可なのでしょうけれども、その開発許可のほうは、先ほどの周囲の環境とか、そういう質問もありましたが、それは並行して許可なのか、すでに許可済みで申請があがっているのでしょうか。

議 長 (佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹 都市計画法の開発許可の対象として、建物の建築を目的とした区画形質の変更という規定があります。

大島一委員 今回の場合ですと、建築物の建築を伴わないものになりますので、都市計画法の開発許可の対象にはならないということになります。また併せまして、造成を行わず、土砂等の搬入もないので、土砂条例の対象にもならないということになります。

大島一委員 環境保全課のほうは無関係なのですか。

佐藤副主幹 今回は太陽光発電そのものの事業がありませんので、あちらへの届け出等はないものになります。

大島一委員 メガソーラーの場合はいらないということですか。

佐藤副主幹 太陽光発電設備そのものを設置することに対しては、届出が必要になるのですけれども、この事業は太陽光そのものではなく、あくまでもその資材置き場なので対象にならないということです。

大島一委員 わかりました。

議 長 他に何かございますか。
(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので、それでは質疑を終結し、採決いたします。

議 長 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、番号1番は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、番号2番は許可することに決しました。

議 長 日程第7、議案第66号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 議案第66号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、ご説明いたします。

永吉副主幹 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願い

いするものです。

今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。

まず、所有権移転の案件になります。総会資料は13ページとなります。

今月の件数は1件で、面積合計は1筆で4,828平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、資料の別紙32ページから37ページをご覧いただければと思います。

件数は10件、面積合計は36筆で75,224.42平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が3件、更新が7件となっております。

設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長

それでは質疑を集結し、採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

日程第8、議案第67号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（ 永吉副主幹挙手 ）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第67号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められております。

総会資料は14ページから31ページになります。

件数は32件、面積合計は90筆で170,102.24平方メートルとなります。

設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員でございます。
よって、議案第 67 号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和 6 年 10 月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 5 分